

大田原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱

大田原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱（平成24年告示第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築に伴い発生するテレビ受信障害についての紛争を未然に防止し、地域住民の利便及び秩序維持の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 建築 法第2条第13号に規定する建築をいう。
- (3) 建築物の高さ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に規定する建築物の高さをいう。
- (4) 建築確認申請等 法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による計画の通知をいう。
- (5) 住居系用途地域 法第48条に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域をいう。
- (6) 建築主 法第2条第16号に規定する建築主をいう。
- (7) 受信障害 テレビジョン放送（VHF及びUHF）の受信を妨げられることをいう。
- (8) 電波障害専門技術者等 一般社団法人日本CATV技術協会が定めるCATVエキスパート（受信調査）又は第2級CATV技術者及びそれに準ずる専門的な知識を有する者をいう。
- (9) 近隣関係者 中高層建築物の建築により受信障害を直接受けることとなる建築物の所有者又は居住者をいう。

（適用範囲）

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する建築物を建築する場合に適用する。

- (1) 住居系用途地域内の建築物の高さが10メートルを超える建築物
- (2) 前号以外の地域の建築物の高さが15メートルを超える建築物

（受信障害対策）

第4条 建築主は、電波障害専門技術者等に周辺地域の受信状況調査及び受信障害の予測調査（以下「調査」という。）をさせなければならない。ただし、既に防止対策が講じられている地域であること、周辺に受信障害を受ける建築物が存在しないことが確認できること等、周囲の状況により受信障害が生じるおそれがないと認められるときは、こ

の限りでない。

- 2 建築主は、調査の結果、受信障害が生じるおそれがあるときは、近隣関係者と協議し、建築主の負担において、その障害の除去について必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 建築主は、建築確認申請等を行うときは、大田原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する届出書（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 調査結果の写し
 - (2) 案内図及び配置図（縮尺、方位、道路及び目標となる地物が分かるもの）
 - (3) 2面以上の立面図（縮尺、建築物の高さが分かるもの）
 - (4) その他市長が必要と認める書類（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、中高層建築物による受信障害防止に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の大田原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱の規定により建築確認申請等を行った中高層建築物については、対象外とする。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

大田原市長 様

建築主 住 所
氏 名
電話番号

印

大田原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する届出書

大田原市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱第4条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

建 築 物 の 調 査 社	調 査 日				
	調 査 会 社	名 称			
		所 在 地			
		電 話 番 号			
	担 当 者 名		資 格		
建 築 物 の 概 要	敷 地	地 名 地 番			
		面 積	m ²	用 途 地 域	
	建 築 物	建 築 面 積	m ²	延 べ 面 積	m ²
		高 さ (最 高)	m		
		階 数	(地上)	階 (地下)	階
		構 造	造 (一部 造)		
添 付 書 類	(1) 調査結果の写し (2) 案内図及び配置図（縮尺、方位、道路及び目標となる地物が分かるもの） (3) 2面以上の立面図（縮尺、建築物の高さが分かるもの） (4) その他市長が必要と認める書類				